

参照条文

○中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）（抄）

（退職金）

- 第四十三条 機構は、被共済者が次の各号の一に該当するときは、その者に係る特定業種掛金納付月数（当該被共済者に係る特定業種退職金共済契約に基づき掛金の納付があつたすべての日数（その者が既に退職金の支給を受けたことがある者である場合においては、その退職金の額の算定の基礎となつた日数を除く。）を当該特定業種に従事する者の就労状況を考慮して政令で定める方法により月数に換算したものをいう。以下同じ。）に依りて、退職金を支給する。ただし、特定業種掛金納付月数が二十四月（被共済者が第一号又は第二号イに該当するときは、十二月）に満たないときは、この限りでない。
- 一 死亡したとき。
 - 二 退職した後再び被共済者となることなくして次のいずれかに該当するとき。
 - イ 死亡したとき。
 - ロ 負傷又は疾病により当該特定業種に属する事業に従事することができない者となつたとき。
 - ハ 当該特定業種に属する事業の事業主でない事業主に雇用されるに至つたとき、その他厚生労働省令で定める場合に該当するに至つたとき。
 - ニ 前号ロ又はハに該当した後退職したとき。
 - 三 共済契約者が中小企業者でない事業主となつたとき（前条第二項ただし書の承認があつた場合を除く。）又は当該特定業種に属する事業の事業主でなくなつたときは、前項第二号又は第三号の規定の適用については、当該被共済者は、退職したものとみなす。

- 3 被共済者がその者を現に雇用する事業主に期間を定めな

雇用されるに至つたときは、その者は、第一項第二号ハに該当したものとみなす。

- 4 被共済者が第一項第一号又は第二号イに該当したことによる退職金は、当該死亡者の遺族に支給する。

5 退職金の額は、掛金の日額及び特定業種掛金納付月数に応じ、かつ、第十条第二項の退職金の額の算定の方法その他の事情を勘案して、特定業種ごとに、政令で定める。

（従前の積立事業についての取扱い）

第五十三条 機構が特定業種の指定があつたことに伴い当該特定業種に係る第七十条第一項第一号に掲げる業務を開始する際に当該特定業種に属する事業を営む中小企業者が共同して実施している従業員のための退職金積立ての事業（以下この条において「積立事業」という。）で厚生労働省令で定める基準に適合すると厚生労働大臣が認定するものに参加している当該特定業種に属する事業を営む中小企業者が、第七十三条第五項の規定による募集に応じ、同条第八項の規定によつて機構との間に特定業種退職金共済契約が締結されたものとみなされ、又は当該特定業種に係る同号に掲げる業務の開始の日から一年以内に、機構との間に特定業種退職金共済契約を締結し、当該従業員が被共済者となつた場合において、当該中小企業者が、当該期間内に、当該被共済者について当該積立事業に積み立てられている金額の範囲内で政令で定める金額を機構に納付したときは、その金額に応じて政令で定める月数を当該被共済者に係る特定業種掛金納付月数に通算するものとする。この場合において、通算すべき月数は、当該従業員について当該中小企業者が積立事業に参加していた期間の月数（その期間の月数が七十二月を超えるときは、七十二月）を超えることができない。

(被共済者が移動した場合の取扱い)

第五十五条 機構は、第一号に掲げる場合にあっては同号に規定する被共済者に支給すべき退職金、第二号に掲げる場合にあっては退職金共済契約の被共済者でなくなつた時において退職したものとみなした場合にその者に支給すべきこととなる退職金に相当する額(納付された掛金及び過去勤務掛金の総額がこれを超える場合(第十条第五項の規定により退職金の額が減額して支給されるべきときを除く。))又は同条第一項ただし書の規定に該当する場合は、納付された掛金及び過去勤務掛金の総額)のうち政令で定める金額を、厚生労働省令で定めるところにより、第七十四条第一項の規定により設けられている一般の中小企業退職金共済業務に係る勘定から、同項の規定により設けられている特定業種退職金共済業務に係る勘定のうち当該特定業種に係るものに繰り入れなければならない。

一 退職金共済契約の被共済者が退職した後二年以内に、退職金を請求しないで特定業種退職金共済契約の被共済者(当該請求をしたとした場合にその者に支給されることとなる退職金に相当する額の全部又は一部が第三十一条第一項の規定により同項に規定する団体に引き渡された被共済者を除く。)となり、かつ、その者から掛金納付月数をその者に係る特定業種掛金納付月数に通算することを希望する旨の申出があつた場合において、その退職が当該被共済者の責めに帰すべき事由又はその都合(厚生労働省令で定めるやむを得ない事情に基づくものを除く。)によるものでないと厚生労働大臣が認めるとき。

二 共済契約者から、現に退職金共済契約の被共済者である者の同意を得て、その者を特定業種退職金共済契約の被共済者に変更し、かつ、掛金納付月数をその者に係る特定業種掛金納付月数に通算することを希望する旨の申出があつたとき(当該被共済者が特定業種退職金共済契約の被共済者となつ

たときに限る。)

2 前項の繰入れがあつたときは、その者について、その者に係る特定業種退職金共済契約についての掛金の納付があつたものとみなす。この場合において、掛金納付月数に特定業種掛金納付月数を加えた月数が二十四月(その者が第四十三条第一項第一号又は第二号イに該当するときは、十二月)以上となる者に関して前項の繰入れがあつた後に行われる特定業種退職金共済契約に係る退職金の支給については、同条第一項ただし書の規定は、適用しない。

3 前項の規定により納付があつたものとみなされる掛金に係る特定業種掛金納付月数の算定方法その他前二項の規定の適用がある場合における退職金等の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

4 特定業種退職金共済契約の被共済者であつた者が退職金共済契約の被共済者となつた場合の取扱いについては、前三項の例による。この場合において、第一項中「退職したものとみなした場合」とあるのは、「第四十三条第一項第二号ハに該当したものとみなした場合(同条第三項の規定により、同号ハに該当したものとみなされる場合を含む。)」と読み替えるものとする。

○独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第十七号）による改正後の中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）

（抄）

（資産運用委員会の設置及び権限）

第六十九条の二 機構に、退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用に関する業務の適正な運営を図るため、資産運用委員会を置く。

2 第七十八条第一項に規定する基本方針の作成又は変更は、資産運用委員会の議を経なければならない。

3 資産運用委員会は、退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況を監視する。

4 資産運用委員会は、前二項に規定するもののほか、退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用に関する業務に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

（資産運用委員会の組織）

第六十九条の三 資産運用委員会は、資産運用委員五人以内をもつて組織する。

（資産運用委員）

第六十九条の四 資産運用委員は、経済又は金融に関して高い識見を有する者その他の学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 資産運用委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者及び教育公務員で政令で定めるものを除く。）のほか、次の各号のいずれかに該当

する者は、資産運用委員となることができない。

一 銀行業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業をいう。）、信託業（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第一項に規定する信託業をいう。）、金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。第七十五条の二第五項及び第六項において同じ。）、保険業（保険業法（平成七年法律第五号）第二条第一項に規定する保険業をいう。）その他の金融業（これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。）を行う者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

4 第六十三条、第六十五条及び第六十六条並びに通則法第二十一条第四項並びに第二十三条第一項及び第二項の規定は、資産運用委員について準用する。この場合において、同条第一項中「主務大臣又は法人の長は、それぞれ」とあるのは「厚生労働大臣は、」と、「前条」とあるのは「中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第六十九条の四第三項」と、同条第二項中「主務大臣又は法人の長は、それぞれ」とあるのは「厚生労働大臣は、」と読み替えるものとする。

○中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号）
（抄）

（特定業種退職金共済契約による退職金の額）

第十条 法第四十三条第一項 から第四項 までの規定により支給する退職金の額は、次の各号に掲げる特定業種掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 四十二月以下 十円に特定業種区分掛金納付月数（特定業種掛金月額（掛金の月額に前条の規定により特定業種ごとに厚生労働大臣が定める数を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を十円ごとに順次区分した場合における各区分ごとの当該区分に係る掛金の納付があつた月数（この月数の算定については、同条の例による。）をいう。次号において同じ。）を乗じて得た額を合算して得た額

二 四十三月以上 特定業種区分掛金納付月数に応じ、別表第五から別表第七までのうちから特定業種退職金共済契約の被共済者（法第二条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が特定業種の指定をする際における当該特定業種にあつては、当該特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となる者）が当該特定業種に属する事業に常態として従事する期間その他の事情を考慮して、特定業種の区分に応じ、厚生労働大臣が指定する表の下欄に定める金額の百分の一の金額を合算して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）

（被共済者が特定業種間を移動した場合の繰入金額、通算月数等）

第十一条 法第四十六条第一項の規定により、甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合において、独立行政

法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が甲特定業種に係る勘定から乙特定業種に係る勘定に繰り入れなければならぬ金額（以下この条において「繰入金額」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 繰入限度額を当該被共済者が乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた日における掛金の月額により算定した乙特定業種に係る特定業種掛金月額（以下この条において「移動時特定業種掛金月額」という。）で除して得た数（以下この項において「被通算限度月数」という。）が二十四未満である場合 移動時特定業種掛金月額に被通算限度月数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、その数が当該被共済者の甲特定業種に係る特定業種掛金納付月数（以下次項までにおいて「甲特定業種掛金納付月数」という。）に相当する数を超える場合には、当該甲特定業種掛金納付月数に相当する数とする。）を乗じて得た額

二 被通算限度月数が二十四以上であり、かつ、甲特定業種掛金納付月数が二十四月未満である場合 移動時特定業種掛金月額に当該甲特定業種掛金納付月数を乗じて得た額

三 被通算限度月数が二十四以上であり、かつ、甲特定業種掛金納付月数が二十四月以上である場合 移動時特定業種掛金月額に基づき前条の規定を適用した場合に各特定業種掛金納付月数（甲特定業種掛金納付月数に相当する月数以下の月数に限る。）ごとに得られる乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約に基づく退職金の額のうち、繰入限度額の範囲内で、繰入限度額に最も近いものと同額の金額

2 前項の繰入限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 甲特定業種掛金納付月数が二十四月未満である場合 甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約に基づき納付された掛金の総額

二 甲特定業種掛金納付月数が二十四月以上である場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 法第四十六条第一項第一号に掲げる場合 同号に規定する被共済者に支給すべき退職金の額に相当する額

ロ 法第四十六条第一項第二号に掲げる場合 甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた時において法第四十三条第一項第二号ハに該当したものとみなした場合にその者に支給すべきこととなる退職金の額に相当する額

3 機構は、前項第二号に掲げる場合において、繰入金額が同号に定める額に満たないときは、その差額を法第四十六条第一項第一号の規定による申出をした者又は同項第二号の規定による申出に係る者に支給するものとする。

4 法第四十六条第二項の規定により掛金の納付があつたものとみなされた者に対する前条の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月数は、移動時特定業種掛金月額に相当する額の特定業種掛金月額により納付されたものとして、乙特定業種に係る特定業種掛金納付月数に通算されるものとする。

一 第一項第一号又は第二号に掲げる場合 繰入金額を移動時特定業種掛金月額で除して得た数に相当する月数

二 第一項第三号に掲げる場合 繰入金額の算定の基礎とされた乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約に基づく退職金の額に係る特定業種掛金納付月数に相当する月数

5 法第四十六条第二項 後段に規定する者の前項の規定により通算された後の特定業種掛金納付月数が二十四月未満である場合における退職金の額は、前条の規定にかかわらず、繰入金額に乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約に基づき納付され

た掛金（法第四十六条第二項の規定により納付があつたものとみなされた掛金を除く。）の総額を加算して得た額とする。

（特定業種に係る従前の積立事業についての納付金額及び通算月数）

第十二条 法第五十三条の政令で定める金額は、別表第八等（別表第五に係る特定業種にあつては別表第八、別表第六に係る特定業種にあつては別表第九、別表第七に係る特定業種にあつては別表第十をいう。以下この条において同じ。）の上欄に定めるいずれかの金額に特定業種退職金共済契約の効力が生じた日における掛金の日額により算定した特定業種掛金月額を千円で除して得た数を乗じて得た額と同額の金額とし、同項の政令で定める月数は、納付された金額の算定の基礎となつた別表第八等の上欄に定める金額に対応する別表第八等の下欄に定める月数とする。

（退職金共済契約の被共済者が特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合の繰入金額、通算月数等）

第十三条 法第五十五条第一項の規定により機構が一般の中小企業退職金共済業務に係る勘定から特定業種退職金共済業務に係る勘定のうち当該特定業種に係るものに繰り入れなければならぬ金額（以下この条において「繰入金額」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 繰入限度額を当該被共済者が特定業種退職金共済契約の被共済者となつた日における掛金の日額により算定した特定業種掛金月額（以下この条において「移動時特定業種掛金月額」という。）で除して得た数（以下この項において「被通算限度月数」という。）が二十四未満である場合 移動時特定業種掛金月額に被通算限度月数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、その数が当該被共済者の掛金納付月

数に相当する数を超える場合には、当該掛金納付月数に相当する数とする。)を乗じて得た額

二 被通算限度月数が二十四以上であり、かつ、当該被共済者の掛金納付月数が二十四月未満である場合 移動時特定業種掛金月額に当該掛金納付月数を乗じて得た額

三 被通算限度月数が二十四以上であり、かつ、当該被共済者の掛金納付月数が二十四月以上である場合 移動時特定業種掛金月額に基づき第十条の規定を適用した場合に各特定業種掛金納付月数(当該被共済者の掛金納付月数に相当する月数以下の月数に限る。)ごとに得られる退職金の額のうち、繰入限度額の範囲内で、繰入限度額に最も近いものと同額の金額前項の繰入限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 掛金納付月数が二十四月未満である場合 退職金共済契約に基づき納付された掛金及び過去勤務掛金の総額

二 掛金納付月数が二十四月以上である場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 法第五十五条第一項第一号に掲げる場合 同号に規定する被共済者に支給すべき退職金の額に相当する額

ロ 法第五十五条第一項第二号に掲げる場合 退職金共済契約の被共済者でなくなつた時において退職したものとみなした場合にその者に支給すべきこととなる退職金の額に相当する額

3 機構は、繰入金額が次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に満たないときは、その差額を法第五十五条第一項第一号の規定による申出をした者又は同項第二号の規定による申出に係る者に支給するものとする。

一 法第五十五条第一項第一号に掲げる場合 同号に規定する被共済者に支給すべき退職金の額に相当する額

二 法第五十五条第一項第二号に掲げる場合 退職金共済契

約の被共済者でなくなつた時において退職したものとみなした場合にその者に支給すべきこととなる退職金の額に相当する額

4 法第五十五条第二項の規定により掛金の納付があつたものとみなされた者に対する第十条の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月数は、移動時特定業種掛金月額に相当する額の特定業種掛金月額により納付されたものとして、特定業種掛金納付月数に通算されるものとする。

一 第一項第一号又は第二号に掲げる場合 繰入金額を移動時特定業種掛金月額で除して得た数に相当する月数

二 第一項第三号に掲げる場合 繰入金額の算定の基礎とされた特定業種退職金共済契約に基づく退職金の額に係る特定業種掛金納付月数に相当する月数

5 法第五十五条第二項後段に規定する者の前項の規定により通算された後の特定業種掛金納付月数が二十四月未満である場合における退職金の額は、第十条の規定にかかわらず、繰入金額に特定業種退職金共済契約に基づき納付された掛金(法第五十五条第二項の規定により納付があつたものとみなされた掛金を除く。)の総額を加算して得た額とする。

附 則 (平成一五年政令第三四〇号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

(退職金に関する経過措置)

第二条 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に支給事由が生じた者に係る退職金の額については、なお従前の例による。

第三条 施行日前に別表第五特定業種（この政令による改正後の

中小企業退職金共済法施行令（以下「新令」という。）別表第五に係る特定業種をいう。以下同じ。）に係る特定業種退職金共済契約の被共済者であった日（退職金の支給を受けた場合における当該退職金の額の算定の基礎となった日を除く。）のある者であつて、施行日以後に支給事由が生じたものに係る退職金の額は、次の各号に掲げる当該別表第五特定業種に係る特定業種掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 四十二月以下 別表第五特定業種掛金月額区分（別表第五特定業種に係る新令第十条第一号に規定する区分をいう。以下同じ。）ごとに、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額を合算して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げた額）

イ 平成十年一月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数（平成十年一月一日前の日に係る別表第五特定業種区分掛金納付月数（別表第五特定業種に係る新令第十条第一号に規定する特定業種区分掛金納付月数をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）が三十五月以下である場合 十円に特定業種区分掛金納付月数を乗じて得た額

ロ 平成十年一月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数が三十六月以上である場合 別表第五特定業種区分掛金納付月数に施行日前別表第五特定業種区分掛金納付月数（施行日前の日に係る別表第五特定業種区分掛金納付月数をいう。以下同じ。）に対応する換算月数を加えた月数に応じ新令別表第五の下欄に定める金額の百分の一の金額（その額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額）

二 四十三月以上 別表第五特定業種掛金月額区分ごとに、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額を合算して得た額（その額に一円未満の端数があるときは

は、これを一円に切り上げた額）

イ 施行日前別表第五特定業種区分掛金納付月数が四十二月以下である場合（平成十年一月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数が三十六月以上である場合を除く。） 別表第五特定業種区分掛金納付月数に応じ新令別表第五の下欄に定める金額の百分の一の金額

ロ 施行日前別表第五特定業種区分掛金納付月数が四十三月以上である場合（施行日前別表第五特定業種区分掛金納付月数が四十二月以下であり、かつ、平成十年一月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数が三十六月以上である場合を含む。） 別表第五特定業種区分掛金納付月数に当該施行日前別表第五特定業種区分掛金納付月数に対応する換算月数を加えた月数に応じ新令別表第五の下欄に定める金額の百分の一の金額（その額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額）

2 前項第一号ロ及び第二号ロの換算月数は、別表第五特定業種掛金月額区分ごとに、新令別表第五の下欄に定める金額の百分の一の金額のうち、施行日の前日に退職金の支給事由が生じたものとみなして、施行日前別表第五特定業種区分掛金納付月数に応じ、従前の算定方法により算定した額を下回らない範囲内で当該算定した額に最も近い金額に応じ同表の上欄に定める月数から、当該施行日前別表第五特定業種区分掛金納付月数を減じて得た月数とする。

3 第一項第一号ロ及び第二号ロの従前の算定方法により算定した額は、次の各号に掲げる平成十年一月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
一 三十五月以下 別表第五特定業種区分掛金納付月数に応じこの政令による改正前の中小企業退職金共済法施行令（以下「旧令」という。）別表第五の下欄に定める金額の百分の一の金額

二 三十六月以上 別表第五特定業種区分掛金納付月数に中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令（平成九年政令第二百二十七号）附則第四条第二項に規定する換算月数を加えた月数に応じ旧令別表第五の下欄に定める金額の百分の一の金額（その額が、別表第五特定業種区分掛金納付月数について同条第四項において準用する同条第三項の規定により算定した額を超えるときは、当該算定した額）

4 前項の規定は、第二項の従前の算定方法により算定した額について準用する。この場合において、前項中「別表第五特定業種区分掛金納付月数に」とあるのは、「施行日前別表第五特定業種区分掛金納付月数に」と読み替えるものとする。

第四条 施行日前に別表第七特定業種（新令別表第七に係る特定業種をいう。以下同じ。）に係る特定業種退職金共済契約の被共済者であった日（退職金の支給を受けた場合における当該退職金の額の算定の基礎となった日を除く。）のある者であつて、施行日以後に支給事由が生じたものに係る退職金の額は、次の各号に掲げる当該別表第七特定業種に係る特定業種掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 四十二月以下 別表第七特定業種掛金月額区分（別表第七特定業種に係る新令第十条第一号に規定する区分をいう。以下同じ。）ごとに、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額を合算して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一元に切り上げた額）

イ 平成九年七月一日前別表第七特定業種区分掛金納付月数（平成九年七月一日前の日に係る別表第七特定業種区分掛金納付月数（別表第七特定業種に係る新令第十条第一号に規定する特定業種区分掛金納付月数をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）が三十五月以下である場合 十円に特定業種区分掛金納付月数を乗じて得た額

ロ 平成九年七月一日前別表第七特定業種区分掛金納付月数が三十六月以上である場合 別表第七特定業種区分掛金納付月数に施行日前別表第七特定業種区分掛金納付月数（施行日前の日に係る別表第七特定業種区分掛金納付月数をいう。以下同じ。）に対応する換算月数を加えた月数に応じ新令別表第七の下欄に定める金額の百分の一の金額（その額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額）

二 四十三月以上 別表第七特定業種掛金月額区分ごとに、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額を合算して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一元に切り上げた額）

イ 施行日前別表第七特定業種区分掛金納付月数が四十二月以下である場合（平成九年七月一日前別表第七特定業種区分掛金納付月数が三十六月以上である場合を除く。） 別表第七特定業種区分掛金納付月数に応じ新令別表第七の下欄に定める金額の百分の一の金額

ロ 施行日前別表第七特定業種区分掛金納付月数が四十三月以上である場合（施行日前別表第七特定業種区分掛金納付月数が四十二月以下であり、かつ、平成九年七月一日前別表第七特定業種区分掛金納付月数が三十六月以上である場合を含む。） 別表第七特定業種区分掛金納付月数に当該施行日前別表第七特定業種区分掛金納付月数に対応する換算月数を加えた月数に応じ新令別表第七の下欄に定める金額の百分の一の金額（その額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額）

2 前項第一号ロ及び第二号ロの換算月数は、別表第七特定業種掛金月額区分ごとに、新令別表第七の下欄に定める金額の百分の一の金額のうち、施行日の前日に退職金の支給事由が生じたものとみなして、施行日前別表第七特定業種区分掛金納付月数

に応じ、従前の算定方法により算定した額を下回らない範囲内で当該算定した額に最も近い金額に応じ同表の上欄に定める月数から、当該施行日前別表第七特定業種区分掛金納付月数を減じて得た月数とする。

3 第一項第一号口及び第二号口の従前の算定方法により算定した額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 平成十二年七月一日前別表第七特定業種区分掛金納付月数（平成十二年七月一日前の日に係る別表第七特定業種区分掛金納付月数をいう。以下同じ。）が四十一月以下である場合（平成九年七月一日前別表第七特定業種区分掛金納付月数が三十九月以上である場合を除く。） 別表第七特定業種区分掛金納付月数に応じ旧令別表第七の下欄に定める金額の百分の一の金額

二 平成十二年七月一日前別表第七特定業種区分掛金納付月数が四十三月以上である場合（平成十二年七月一日前別表第七特定業種区分掛金納付月数が四十二月以下であり、かつ、平成九年七月一日前別表第七特定業種区分掛金納付月数が三十九月以上である場合を含む。） 別表第七特定業種区分掛金納付月数に中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令（平成十二年政令第三百六十九号）附則第三条第二項に規定する換算月数を加えた月数に応じ旧令別表第七の下欄に定める金額の百分の一の金額（その額が、別表第七特定業種区分掛金納付月数について同条第四項の規定により算定した額を超えるときは、当該算定した額）

4 前項の規定は、第二項の従前の算定方法により算定した額について準用する。この場合において、前項中「別表第七特定業種区分掛金納付月数に」とあるのは、「施行日前別表第七特定業種区分掛金納付月数に」と読み替えるものとする。

（被共済者が特定業種間を移動した場合の繰入金額等に関する経過措置）

第五条 新令第十一条の規定は、甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が施行日以後に乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合について適用し、甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が施行日前に乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合については、なお従前の例による。

（改正特定業種に係る従前の積立事業についての納付金額等に関する経過措置）

第六条 新令第十二条の規定は、中小企業退職金共済法第五十三条の従業者（以下「従業者」という。）が施行日以後に改正特定業種（別表第五特定業種又は別表第七特定業種をいう。以下同じ。）に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合について適用し、従業者が施行日前に当該特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合については、なお従前の例による。

（退職金共済契約の被共済者に係る繰入金額等に関する経過措置）

第七条 新令第十三条の規定は、退職金共済契約の被共済者が施行日以後に改正特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合について適用し、退職金共済契約の被共済者が施行日前に当該特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合については、なお従前の例による。

別表第七 （第十条関係）

別表第十 （第十二条関係）

（略）

労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号）

（所掌事務）

第一条 労働政策審議会（以下「審議会」という。）は、厚生労働省設置法第九条第一項に規定するもののほか、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）別表第一第三号の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第二条 審議会は、委員三十人で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第三条 委員は、労働者（家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）第二条第二項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。）を代表する者、使用者（同条第三項に規定する委託者を含む。以下同じ。）を代表する者及び公益を代表する者のうちから、厚生労働大臣が各同数を任命する。

- 2 臨時委員及び専門委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者並びに障害者を代表する者（障害者の雇用の促進その他の職業生活における自立の促進に関する事項を調査審議する場合に限る。）のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 3 臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
- 4 前項の規定は、専門委員について準用する。

（委員の任期等）

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。
- 4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 6 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(分科会)

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
労働条件分科会	(略)
安全衛生分科会	(略)
勤労者生活分科会	一 厚生労働省設置法第四条第一項第四十一号(賃金体系及び退職手当(退職手当の支払及び労働基準監督官の行う監督に係るものを除く。)に係る部分に限る。)、第四十二号(賃金体系及び退職手当に係る部分に限る。)、第四十八号、第四十九号及び第五十号(退職手当の保全措置(労働基準監督官の行う監督に係るものを除く。)に係る部分に限る。)に掲げる事務に関する重要事項を調査審議すること。 二 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)、中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(平成十年法律第四十六号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
職業安定分科会	(略)
障害者雇用分科会	(略)
職業能力開発分科会	(略)
雇用均等分科会	(略)

2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、厚生労働大臣が指名する。

3 前項の委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。

4 第二項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

5 前項の規定は、第二項の専門委員について準用する。

- 6 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する公益を代表する委員のうちから、当該分科会に属する委員が選挙する。
- 7 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 8 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 9 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

(部会)

第七条 審議会又は分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長）が指名する。
- 3 前項の委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。
- 4 第二項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
- 5 前項の規定は、第二項の専門委員について準用する。
- 6 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員のうちから、当該部会に属する委員が選挙する。
- 7 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 8 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 9 審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

(最低工賃専門部会)

第八条 家内労働法第二十一条第一項の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

- 2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
- 3 最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。
- 4 前条第六項から第九項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

(議事)

第九条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の二分の二以上又は労働者関係委員（労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。）、使用者関係委員（使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員

のうち関係使用者を代表するものをいう。)及び公益関係委員(公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。)の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、分科会、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

(資料の提出等の要求)

第十条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第十一条 審議会の庶務は、厚生労働省政策統括官において総括し、及び処理する。ただし、労働条件分科会に係るものについては厚生労働省労働基準局総務課、安全衛生分科会に係るものについては厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課、勤労者生活分科会に係るものについては厚生労働省労働基準局勤労者生活課、職業安定分科会に係るものについては厚生労働省職業安定局総務課、障害者雇用分科会に係るものについては厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課、職業能力開発分科会に係るものについては厚生労働省職業能力開発局総務課、雇用均等分科会に係るものについては厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課において処理する。

(雑則)

第十二条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一三年九月二七日政令第三一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一月一七日政令第四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年三月一日)から施行する。

附 則 (平成一五年五月一日政令第二一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年一月五日政令第二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、改正法の施行の日(平成十八年四月一日)から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この政令の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる時短交付金に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年八月三日政令第二四五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年八月四日)から施行する。

附 則 (平成二二年八月四日政令第一七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十二年八月五日から施行する。

労働政策審議会運営規程

第一条 労働政策審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号。以下「設置法」という。）第九条及び労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号。以下「審議会令」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 審議会の会議（以下単に「会議」という。）は、厚生労働大臣の請求があつたとき、会長が必要があると認めるとき又は委員の三分の一以上から請求があつたときに会長が招集する。

2 厚生労働大臣又は委員は、会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも七日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び厚生労働大臣に通知しなければならない。

第三条 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

2 前項の規定は、審議会令第六条第一項に規定する分科会（以下単に「分科会」という。）及び同令第七条第一項に規定する部会（以下単に「部会」という。）について準用する。

第四条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

4 前三項の規定は、分科会及び部会について準用する。

第五条 会議は、原則として公開する。

第六条 審議会の議事については、議事録を作成し、議事録には会長及び会長の指名した委員二人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。

3 前二項の規定は、分科会及び部会について準用する。

第七条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議決書をその都度厚生労働大臣に送付しなければならない。

2 審議会は、設置法第九条第一項第三号の規定により関係行政機関に建議したときは、その写しを厚生労働大臣に送付しなければならない。

第八条 分科会の所掌事務に属さない特定の事項を調査審議するに当たつて、会長が必要と認めるときは、審議会に当該事項を調査審議するための部会を置くことができる。

第九条 分科会、前条に規定する部会又は審議会令第八条第一項に規定する最低賃金専門

部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

第十条 分科会に属する臨時委員及び専門委員は、審議会令第四条第四項及び第五項に規定する場合のほか、分科会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定は、部会に属する臨時委員及び専門委員について準用する。

第十一条 分科会又は部会（以下「分科会等」という。）に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。この場合において、分科会等に属すべき委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、異なる数とすることができる。

第十二条 この規程に定めるもののほか、分科会の議事運営に関し必要な事項は、分科会長が当該分科会に諮って定める。

2 前項の規定は、第八条に規定する部会について準用する。

第十三条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成十三年一月十二日から施行する。

労働政策審議会勤労者生活分科会運営規程

第一条 労働政策審議会勤労者生活分科会（以下「分科会」という。）の議事運営は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号。以下「法」という。）第九条、労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号。以下「審議会令」という。）及び労働政策審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 分科会に属すべき委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各六人とし、公益を代表するものは、八人とする。

第三条 分科会に幹事を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 3 幹事は、分科会の所掌事務について、委員等を補佐する。
- 4 幹事は、非常勤とする。

第四条 分科会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長の請求があつたとき、分科会長が必要があると認めるとき又は委員等の三分の一以上から請求があつたときに分科会長が招集する。

- 2 会長又は委員等は、分科会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。
- 3 分科会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも七日前までに付議事項、日時及び場所を委員等、幹事及び会長に通知しなければならない。

第五条 委員等は、分科会長の許可を受けて、代理者を出席させることができる。ただし、代理者は、審議会令第九条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定の適用については、欠席したものと取り扱う。

第六条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、分科会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 分科会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第七条 分科会に、中小企業退職金共済部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 法第四条第一項第四十九号に掲げる事務に関する重要事項を調査審議すること。
 - 二 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十年法律第四十六号）の規定により審議会の権限に属さ

せられた事項を処理すること。

第八条 部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって分科会の議決とする。ただし、分科会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、分科会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

第九条 分科会に、その所掌事務について調査研究を行う必要があるときは、基本問題懇談会（以下「懇談会」という。）を置くことができる。

2 懇談会に属すべき委員及び臨時委員は、委員等のうちから、分科会長が指名する。

3 懇談会に座長を置き、懇談会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、懇談会に属する委員及び臨時委員が選挙する。

4 座長は、懇談会の事務を掌理する。

第十条 部会及び懇談会の庶務は、厚生労働省労働基準局勤労者生活課において処理する。

第十一条 この規程に定めるもののほか、部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

2 前項の規定は、懇談会について準用する。

第十二条 この規程の改廃は、分科会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成十三年一月十八日から施行する。

附 則

この規程は、平成十四年五月二十日から施行する。

附 則

この規程は、平成二十二年十月二十日から施行する。

労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会運営規程

第一条 労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会（以下「部会」という。）の議事運営は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第九条、労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号）、労働政策審議会運営規程及び勤労者生活分科会（以下「分科会」という。）運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 部会に属すべき委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは各五人とする。

第三条 部会の会議（以下単に「会議」という。）は、分科会長の請求があつたとき、部会長が必要があると認めるとき又は委員等の三分の一以上から請求があつたときに部会長が招集する。

第四条 分科会長又は委員等は、部会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

第五条 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも七日前までに付議事項、日時及び場所を委員等及び分科会長に通知しなければならない。

第六条 委員等は、部会長の許可を受けて、代理者を出席させることができる。ただし、代理者は、審議会令第九条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定の適用については、欠席したのものとして取り扱う。

第七条 会議は、原則として公開する。

第八条 部会は、専門的事項について調査をさせ、及び説明又は意見を聞くため、部会長の依頼により専門員を置くことができる。

附 則

この規程は、平成十三年一月二十二日から施行する。

附 則

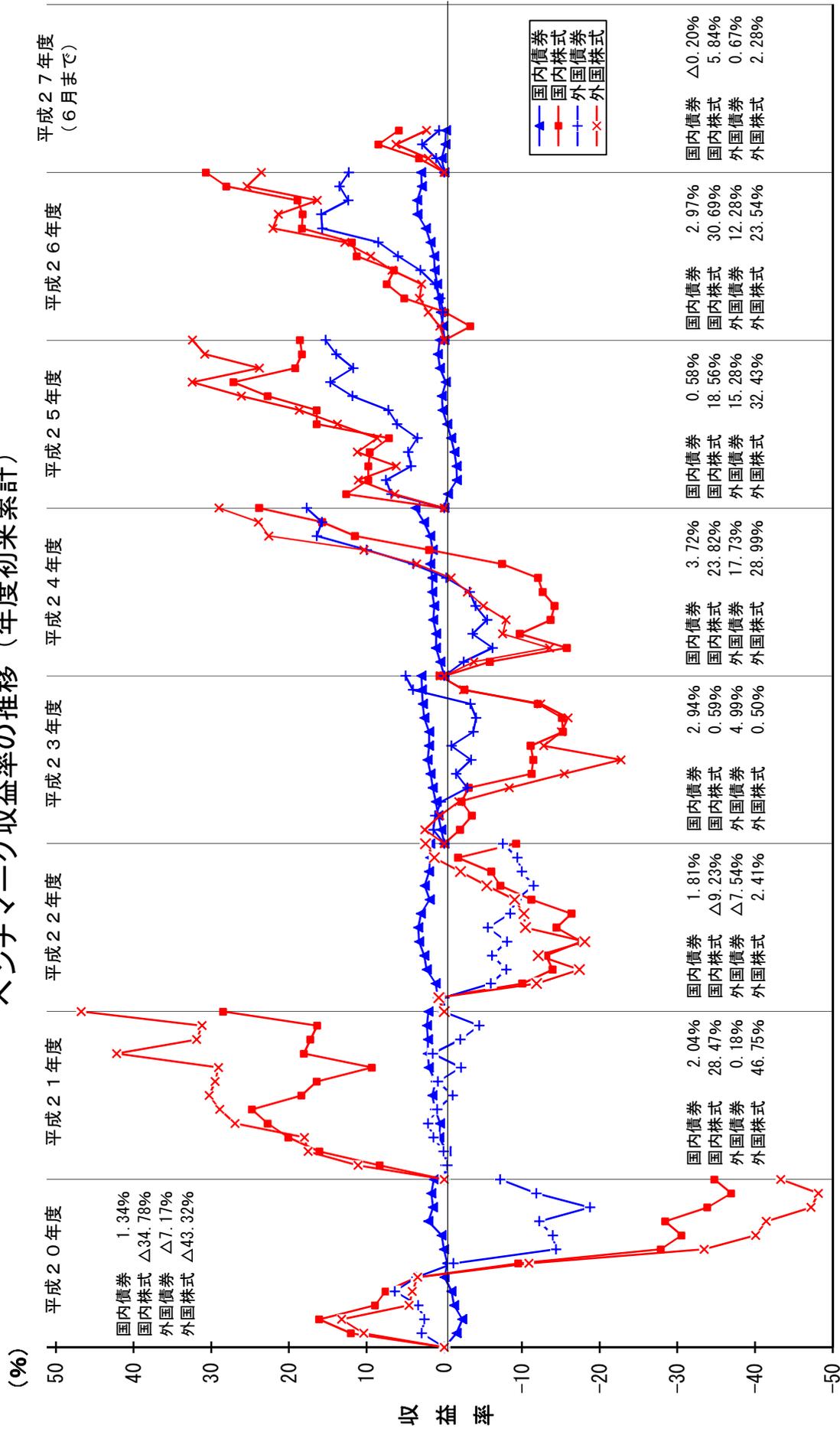
この規程は、平成十四年二月十三日から施行する。

主な経済指標

年度・月末	日経平均 (円)	10年国債※ (年%)	円/ドル (円)	円/ユーロ (円)	ベンチマークで用いている指標			
					NOMURA-BPI 総合	TOPIX	シティグループ 世界国債インデックス	MSCI-KOKUSAI
H13.3	13,000	1.275	126.20	110.72	283.83	1,407.73	202.86	1,110.31
H14.3	11,025	1.400	132.74	115.68	286.52	1,179.41	219.98	1,154.10
H15.3	7,973	0.700	117.93	128.85	298.74	886.77	254.02	780.70
H16.3	11,715	1.435	104.26	128.41	293.53	1,340.15	254.41	973.52
H17.3	11,669	1.320	107.09	138.84	299.67	1,359.22	283.20	1,126.39
H18.3	17,060	1.770	117.66	142.56	295.48	2,009.57	305.09	1,447.61
H19.3	17,288	1.650	117.78	157.30	301.89	2,015.42	336.32	1,706.06
H20.3	12,526	1.275	99.90	157.55	312.05	1,450.00	338.08	1,419.47
H21.3	8,110	1.340	98.81	130.88	316.24	945.72	313.82	804.54
H22.3	11,090	1.395	93.46	126.27	322.69	1,214.95	314.39	1,180.68
H23.3	9,755	1.255	83.15	117.77	328.52	1,102.75	290.67	1,209.12
H24.3	10,084	0.985	82.79	110.47	338.18	1,109.28	305.17	1,215.12
H25.3	12,398	0.560	94.19	120.73	350.76	1,373.53	359.29	1,567.39
H26.3	14,828	0.640	103.19	142.09	352.80	1,628.52	414.20	2,075.72
4	14,304	0.615	102.24	141.77	353.31	1,573.78	415.51	2,087.77
5	14,632	0.570	101.78	138.73	354.39	1,626.62	414.82	2,118.83
6	15,162	0.560	101.30	138.69	355.41	1,712.30	416.40	2,142.07
7	15,621	0.530	102.79	137.62	356.01	1,748.81	419.26	2,135.99
8	15,425	0.490	104.05	136.64	357.15	1,733.76	427.00	2,215.04
9	16,174	0.520	109.64	138.49	357.41	1,811.98	438.88	2,272.14
10	16,414	0.455	112.30	140.64	359.08	1,822.08	449.38	2,341.76
11	17,460	0.415	118.61	147.67	361.19	1,926.93	479.31	2,533.88
12	17,451	0.320	119.68	144.78	364.96	1,925.54	479.78	2,519.16
H27.1	17,674	0.280	117.44	132.54	365.07	1,935.98	465.44	2,415.12
2	18,798	0.330	119.51	133.77	363.04	2,085.33	470.09	2,602.74
3	19,207	0.395	120.12	128.89	363.28	2,128.30	465.07	2,564.27
4	19,520	0.325	119.34	133.92	364.50	2,196.84	469.90	2,617.38
5	20,563	0.390	124.11	136.36	362.77	2,308.46	478.34	2,723.51
6	20,236	0.455	122.49	136.39	362.54	2,252.53	468.17	2,622.67

※ 「10年国債」に関しては、日本銀行「金融経済統計月報」より「長期国債(10年)新発債流通利回」を掲載。

ベンチマーク収益率の推移（年度初来累計）



(注) 使用しているベンチマークは以下のとおり。

国内債券：NOMURA-BPI総合

国内株式：TOPIX（配当込み）

外国債券：シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算、ヘッジなし）

外国株式：MSCI-KOKUSA I（円貨換算、配当込み、グロス）

ベンチマークについて

ベンチマークとは、運用成果を評価する際に、相対比較の対象となる基準指標のことであり、市場の動きを代表する指数を使用している。

【国内債券】

ONOMURA-BPI 総合

野村証券金融経済研究所が作成・発表している国内債券市場のベンチマーク。国内債券のベンチマークとしては代表的なものである。

【国内株式】

OTOPIX (配当込み)

東証一部上場全銘柄の株価を株式数で加重平均して算出したもの。国内株式市場の代表的なベンチマークである。

【外国債券】

○シティグループ世界国債インデックス (除く日本、円貨換算、ヘッジなし)

日興シティグループ証券株式会社が作成・発表している世界国債のベンチマーク。時価総額につき一定基準を満たす国の国債について、投資収益率を指数化したもの。国際債券投資の代表的なベンチマークのひとつである。

【外国株式】

OMSCI-KOKUSAI (円貨換算、配当込み、グロス)

モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル社が作成・発表している日本を除く先進国で構成された世界株指数。対象国の包括性、切り口の多様性等の点で国際株式投資のベンチマークとしては代表的な存在である。

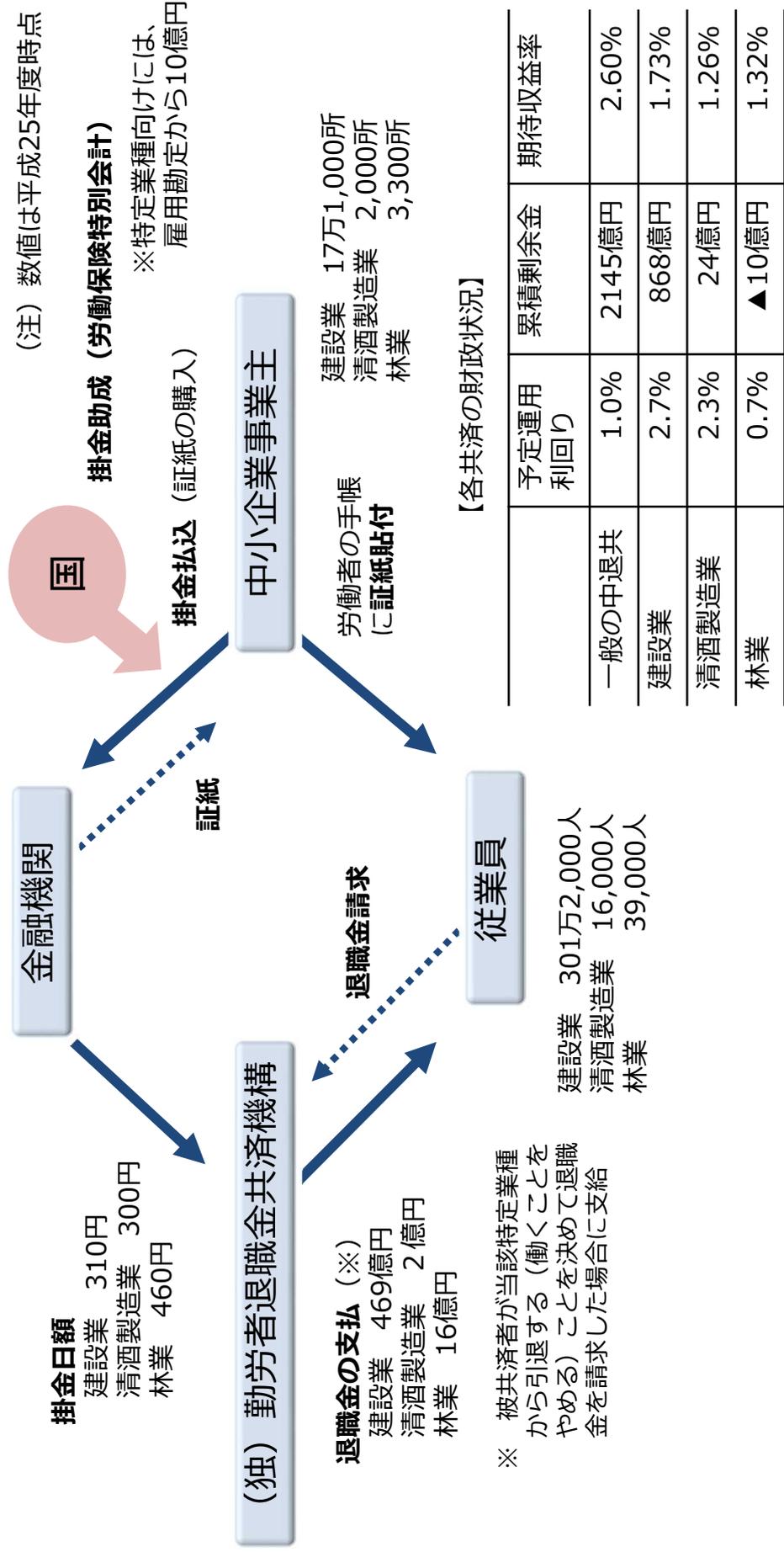
(抄)

特定業種退職金共済制度の 財政検証について

1.	特定業種退職金共済制度の概要	2
2-1.	特定業種退職金共済制度の財政検証	3
2-2.	特定業種退職金共済制度における将来推計の前提	4
3-1.	建設業退職金共済制度における対応について	5
3-2.	建設業退職金共済制度の財政検証（推計結果）	6
3-3.	利回り引上げに伴う財政への影響	8
3-4.	退職金支給要件である掛金納付月数の短縮について	9
3-5.	利回り引上げに伴う退職金額の増減	10
4-1.	清酒製造業退職金共済制度における対応について	11
4-2.	清酒製造業退職金共済制度の財政検証（推計結果）	12
4-3.	清酒製造業退職金共済制度の新規加入者・脱退者の推移	13
5-1.	林業退職金共済制度における対応について	14
5-2.	林業退職金共済制度の安定的な運営に向けた業界の検討経緯	15
5-3.	林業退職金共済制度の改善策（案）	16
5-4.	林業退職金共済制度の財政検証（推計結果）	17
5-5.	改善策を踏まえた今後の見通し	18
5-6.	林業退職金共済制度の新規加入者・脱退者の推移	19

1. 特定業種退職金共済制度の概要

■ 特定業種（建設業、清酒製造業、林業の三業種）の中小企業において期間雇用される従業員を対象とし、現場で働く期間雇用者が所持する共済手帳に事業主が雇用日数に応じ共済証紙を貼付し、当該期間雇用者が業界で働くことをやめたときに、独立行政法人勤労者退職金共済機構から直接当該期間雇用者に退職金が支給される仕組み。



2-1. 特定業種退職金共済制度の財政検証

■ 特定業種退職金共済制度（建設業・清酒製造業・林業）においては、中小企業退職金共済法第85条に基づき、掛金・退職金等（予定運用利回り）の額を検討し、必要に応じ見直しを行う「財政検証」を、少なくとも5年に1度行うこととされている。

※ なお、「独立行政法人改革等における基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において指摘された、退職金支給要件である掛金納付月数（現在は24か月以上）の短縮について、各業種毎の財政状況等を踏まえつつ、その可否を検討する必要がある。

○ 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）（抄）

（掛金及び退職金等の額の検討）

第85条 掛金及び退職金等の額は、少なくとも五年ごとに、退職金等の支給に要する費用及び運用収入の額の推移及び予想等を基礎として、検討するものとする。

○ 独立行政法人改革等における基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）（抄）

中小企業退職金共済事業について、未請求退職金発生防止及び短期離職者対策の強化に加え、転職した際の退職金の通算措置期間の延長等を通じた事務の効率化を進め、当該事業における事務費の国庫補助の縮減を図る。

参考：独立行政法人改革等に関する基本的な方針について（分科会報告書）（抄）

中小企業退職金共済事業について、住基ネットの活用による未請求退職金発生防止対策の強化及び退職金の支給要件である加入期間の見直しによる短期離職者への対応の強化に加え、（後略）。

2-2. 特定業種退職金共済制度における将来推計の前提

■ 掛金収入、退職金支出及び責任準備金

過去5年間（平成21年度～平成25年度）の加入・脱退状況の実績値等を基に推計。

■ 運用収入

〈自家運用〉

- ・平成25年度末時点で保有している資産については、購入時の利回りで推計。
- ・新規に購入する国債については、以下の長期金利（10年国債）で推計。

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
利回り	1.0%	1.5%	1.9%	2.1%	2.3%

〈委託運用〉

- ・期待収益率は、メインシナリオ、楽観シナリオ、悲観シナリオの3つの経済シナリオで推計。

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
資産別期待収益率	-0.12%	6.14%	3.83%	8.10%

期待収益率	建設業	清酒製造業	林業
メインシナリオ	2.60%	2.38%	0.91%
楽観シナリオ	4.52%	4.46%	1.70%
悲観シナリオ	0.68%	0.30%	0.12%

（注）委託運用に係る資産別期待収益率を、過去のデータの分布から算出し、各業種ごとのポートフォリオに基づき加重平均したものをメインシナリオの期待収益率とした。また、標準偏差（データのばらつき度合いを数値化したもの）も算出し、この標準偏差を超えて収益率が悪くなる場合が発生しないと仮定したものを楽観シナリオとし、逆に標準偏差を超えて収益率が良くなる場合が発生しないと仮定したものを悲観シナリオとした。

5-1. 林業退職金共済制度における対応について

- 林業退職金共済制度（林退共）は累積欠損金を抱えているが、今後においても脱退者数の増加等を主な理由として、欠損金が増加していく見込み。
- 累積欠損金の解消に向けて対策を講じることが必要。

今回の財政検証（推計）

- ・ 林退共における累積欠損金は、平成25年度で約10億円と前回の財政検証時の水準（当時；15億円）と比較して改善。他方、何も対策を講じなければ、平成30年度においては累積欠損金が増加する見込み（累積欠損金解消計画は毎年度9200万円が目標解消額）。



累積欠損金解消計画に沿って着実に**累積欠損金の解消を進めることが重要**であることから、制度の魅力を減じないように留意しつつ、**予定運用利回りの引下げや資産運用方法の見直し等踏み込んだ対策を講じるべきではないか。**

【林業退職金共済制度の財政状況（見込み）】

（現行）

年度	平成25年度
当期純利益	0.9億円
累積欠損金	10.0億円
責任準備金等に対する累積欠損金割合	6.88%



（自然体）

年度	平成30年度
当期純利益	△0.2億円
累積欠損金	11.1億円
責任準備金等に対する累積欠損金割合	7.94%

5-2. 林業退職金共済制度の安定的な運営に向けた業界の検討経緯

- (一社) 日本林業協会 (林業界の横断的団体) において、平成26年4月から5回にわたって、林退共の安定的運営に向けた検討を行ったところ。
- 平成26年6月24日に「林業退職金共済事業の安定的な運営に向けて (報告書)」をとりまとめ。

【報告書の概要】

1. 林退共の在り方についての基本的認識

- ・ 林退共は、林業労働力を確保するため、労働条件の改善、福祉制度の整備が急務であるとの認識の下に、林業界の熱意と関係機関の協力を基に昭和57年に創設。以後、林業に従事する期間雇用の従業員の確保やその退職後の生活の安定に大きな役割を果たしてきたところであるが、近年、**林退共の加入者は減少傾向で推移しており、当面厳しい状況が続くことが懸念**される状況。
- ・ 一方、今後、本格的な主伐期を迎え、再造林及び保育の作業量が増加すると見込まれる中で、期間雇用の従業員向けの制度である**林退共の役割は引き続き大きい。今後とも林退共を制度として維持し、安定的な運営を図ることは、林業界にとって重要な課題。**

2. 財政問題の存在

- ・ 平成元年度以降、実際の運用利回りが予定運用利回りを下回る状況が続き、平成8年度以降、累積欠損金が発生。
- ・ 今後については、運用資産残高の減少が見込まれる中で、市場環境によっては、単年度赤字も発生し、累積欠損金の解消が計画どおり進まなくなると見込まれる等さら**に厳しい見通し**となっており、このような財政問題が深刻化することとなれば、**安定的な運営に支障が生じ、林退共を制度として維持することも困難となるおそれ。**

3. 今後とるべき対策

- ・ 以下の対策を総合的に講じて財政の安定化等を図ることにより、当初計画どおり平成34年度末の累積欠損金解消を目指し、もって制度の安定化を図るべき。
 - ① 予定運用利回りの引下げ及び掛金日額の引上げ
 - ② 業務費用の縮減
 - ③ 資産運用方法の見直し
 - ④ 加入促進対策の強化

5-3. 林業退職金共済制度の改善策（案）

※「林業退職金共済事業の安定的な運営に向けて（報告書）」（平成26年6月24日（一社）日本林業協会 林業労働力対策部会（林業退職金共済事業の安定的な運営に向けた検討委員会）取りまとめ）に即したものの

1. 予定運用利回りの引下げ・掛金日額の引上げ

- ・ 予定運用利回りを現行の0.7%から**0.5%に引下げ**。
- ・ 掛金日額を**10円引上げて470円とする**ことにより、退職給付は現行程度の水準を確保。
※掛金日額の引上げを行うには、機構の理事長が、運営委員会の議を経た上で掛金日額を定めている特定業種退職金共済規程を変更し、当該変更について厚生労働大臣の認可を受ける必要がある。

2. 業務費用の削減（本部の人件費等・支部への委託費）

責任準備金に占める業務費用の割合を現状程度とするため、**本部経費・支部経費をそれぞれ500万円程度削減**。

3. 運用方法の見直し

運用収入の増加を図るため、資産運用方法の見直しを行う。その際、安全かつ効率的な資産運用を図るため、**委託運用の部分について一般中退との合同運用**を行う。

※中小企業退職金共済法の改正が必要。

4. 加入促進対策の強化（中期計画上2,100人）

制度の安定的運営に資するよう、関係者が連携し、**林退共の加入促進に取り組み**。

※周知に係る平成27年度予算要求（500万円程度）を検討。〈厚生労働省〉

※「**緑の雇用**」事業の**拡充に係る平成27年度予算要求**とともに、森林整備事業における**加入インセンティブ措置の充実**を検討。〈林野庁〉

5-4. 林業退職金共済制度の財政検証（推計結果）

【推計1】自然体（メインシナリオ）

（単位：百万円）

林退 現行対策前	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
収 益（掛金等収入等）	1,913	1,824	1,820	1,817	1,813	1,815
費用（退職金等給付金等）	1,819	1,845	1,844	1,841	1,836	1,832
当期利益金	93	▲21	▲23	▲24	▲23	▲17
責任準備金	14,572	14,483	14,378	14,260	14,132	13,996
運用利率	1.69%	0.97%	0.96%	0.95%	0.96%	1.00%
累積剰余金	▲1,002	▲1,023	▲1,046	▲1,070	▲1,093	▲1,111
（累積欠損金目標残高）	(▲821)	(▲729)	(▲637)	(▲545)	(▲453)	(▲361)
責任準備金に対する累積剰余金割合	-6.88%	-7.06%	-7.28%	-7.51%	-7.74%	-7.94%
期末運用資産額	13,599	13,502	13,386	13,257	13,119	12,978

【推計2】改善策を講じた場合（メインシナリオ）

（単位：百万円）

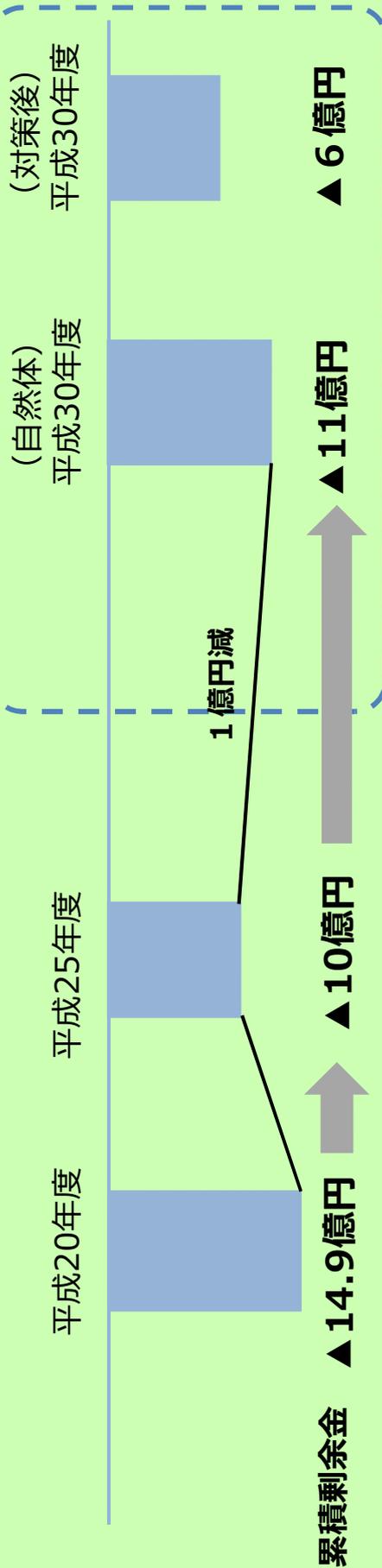
林退 対策後	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
収 益（掛金等収入等）	1,913	1,824	1,820	1,962	1,959	1,963
費用（退職金等給付金等）	1,819	1,845	1,836	1,832	1,825	1,820
当期利益金	93	▲21	▲16	130	133	143
責任準備金	14,572	14,483	14,378	14,287	14,205	14,131
運用利率	1.69%	0.97%	0.96%	1.92%	1.94%	2.00%
累積剰余金	▲1,002	▲1,023	▲1,039	▲909	▲776	▲633
（累積欠損金目標残高）	(▲821)	(▲729)	(▲637)	(▲545)	(▲453)	(▲361)
責任準備金に対する累積剰余金割合	-6.88%	-7.06%	-7.23%	-6.36%	-5.46%	-4.48%
期末運用資産額	13,599	13,502	13,394	13,438	13,496	13,570

5-5. 改善策を踏まえた今後の見通し

【累積欠損金解消計画上の目標額】



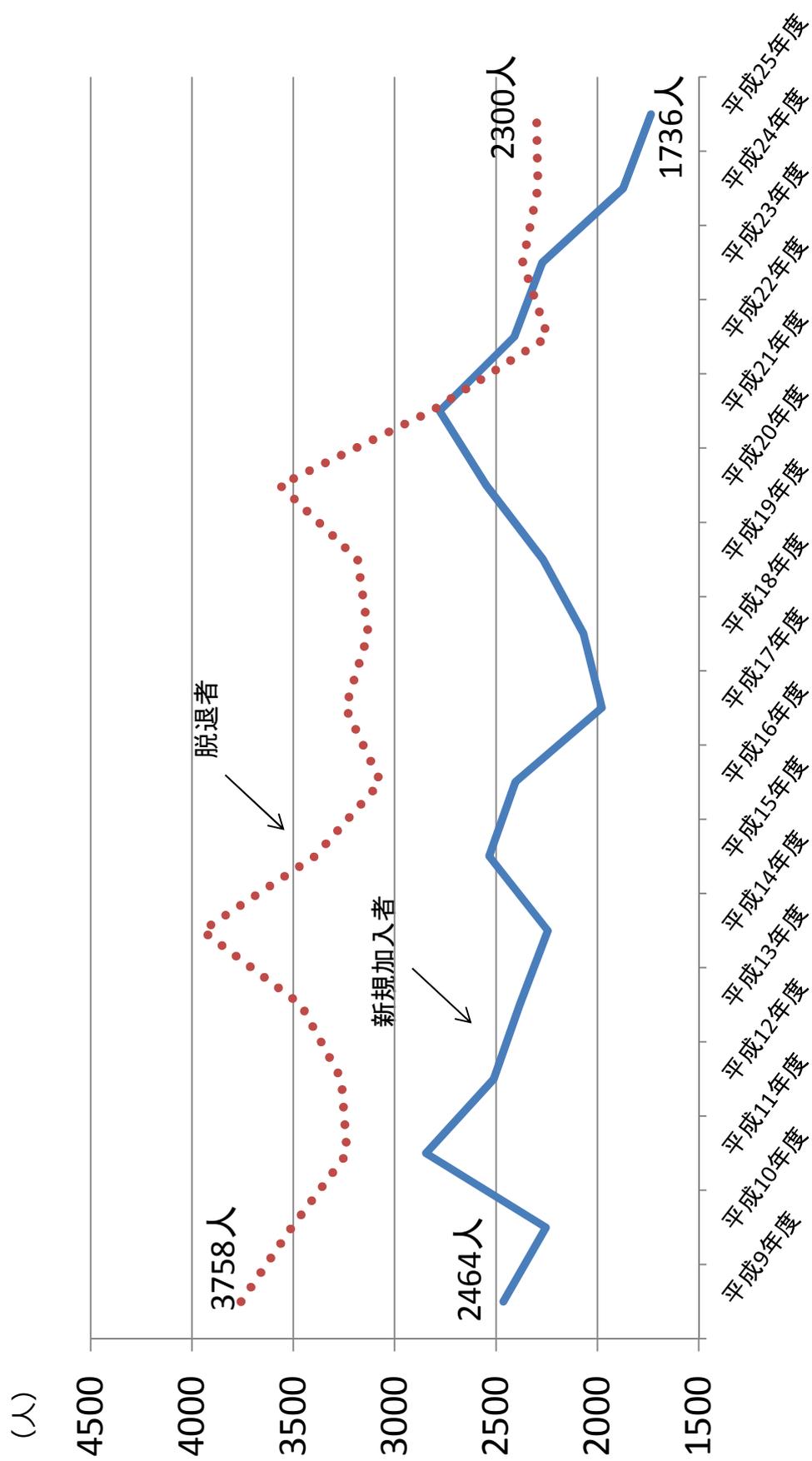
【改善策を踏まえた今後の見通し】



※「対策後」の場合、平成34年度には累積欠損金が解消する見込み

5-6. 林業退職金共済制度の新規加入者・脱退者の推移

- 平成9年度以降、平成22年度を除き、新規加入者数を退職者数が上回る傾向。
- 新規加入者は平成17年度以降増加傾向にあったが、平成22年度以降減少傾向で推移。
※第3期中期計画期間中の単年度目標新規加入者数は2,100人。



平成26年3月11日

一般の中小企業退職金共済制度における
今後の付加退職金の取扱いについて

労働政策審議会
勤労者生活分科会
中小企業退職金共済部会

当部会は、一般の中小企業退職金共済制度において、累積欠損金が平成24年度に解消した中で、今後の付加退職金の取扱いについて検討を行ったところであるが、検討の結果取りまとめた当部会の意見は下記のとおりである。

記

- 1 一般の中小企業退職金共済制度（以下「一般中退」という。）は、単独では退職金制度を設けることが困難な中小企業のための簡便で加入が容易な社外積立型の退職金共済制度であり、制度創設以来、多くの中小企業に活用され、その従業員に退職金を支給してきた。
このような性格を有する一般中退は、中小企業に退職金制度を確保するための中心的で重要な制度であり、今後とも、長期的に安定した制度として維持されていくことが必要である。
- 2 こうした中、一般中退における累積欠損金は解消したものの、過去には多額の累積欠損金が存在したところである。
累積欠損金が存在すれば、制度の財政的安定性という観点から、制度の信頼性を損ね、ひいては、加入者の減少を招くおそれもあり、今後の一般中退の運営に当たっては、累積欠損金の発生を防止するための取組が求められる。
また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等において、独立行政法人勤労者退職金共済機構は金融業務を行う法人として位置付けられるとともに、累積欠損金が生じないように、実効性あるリスク管理体制の整備等が求められていることにも留意する必要がある。

- 3 一方で、これまで一般中退においては、累積欠損金の計画的かつ早期の解消が重要な課題であったことを踏まえた対応を行ってきたところであるが、累積欠損金が解消した中で、一般中退において一定の利益が生じた場合には、累積欠損金の防止に向けた取組を行いつつ、付加退職金の支給を行うことも求められる。
- 4 以上を踏まえ、今後、一般中退における付加退職金の取扱いは以下のとおり行うことを基本とすることが適当である。
- (1) 今後、累積欠損金が直ちに生じることを防止するため、過去の実績を踏まえ、平成29年度までを目途に剰余金として3,500億円^(※)を積み立てることとし、毎年度の目標額（以下「単年度目標額」という。）は600億円とする。
 - (2) (1)を前提に、各年度で生じた利益の処理に係る基本的な取扱いは、次のとおりとする。
 - ① 利益の見込額が単年度目標額の2倍に相当する額を下回るときは、まず、当該利益の見込額のうち、単年度目標額に相当する額を控除し、残額を付加退職金に充てる。
 - ② 利益の見込額が単年度目標額の2倍に相当する額を上回るときは、当該利益の見込額の2分の1を剰余金として積み立て、残りの2分の1に相当する額を付加退職金に充てる。
 - (3) (1)及び(2)の取扱いについては、今後の剰余金の積立状況、資産運用状況等を踏まえ、必要に応じ見直しを検討する。

(※) 平成19・20年度における金融情勢の急激な悪化による欠損金の発生を踏まえ、同様の金融情勢の想定の下で算定される累積欠損が発生しない剰余金の水準（責任準備金比9%）を、平成29年度末時点の責任準備金推定値（3兆9,000億円）に乗じたもの。